

千余圓の臨時支出をなしたる爲毎月末支拂ふべき給料の支拂延期をなし遂に手に對しては十一月五日支拂たるも女車掌のみ支拂はなかつたので同月十四日午前七時半突如罷業に入つたのである。

一〇、解決状況

會社側之に狼狽して直ちに未拂給料中二百五拾圓を即日支拂ふべき旨を告げたので同日正午より就業し罷業半日にして解決せり。

滿洲上海事變記念館看守同盟罷業

一、<sup>名</sup> 職 稱 滿洲上海事變記念館 (臨時施設)

二、<sup>経</sup> 營 業 主 嘉種毎日新聞社

三、會 場 小倉市田町

四、使用看守數 一七名 (内女看守六名)

五、賃 金 日給男一圓 女七拾錢

六、開始年月日 昭和七年十月十日

(備考) 看守人は備等の都合にて九月二十五日より漸次

雇入

七、罷業の原因並に経過の概要

入場者少く收支償はざる爲期日に至るも賃金の支拂をなさざる爲十月二十日全員同盟罷業をなした。

之に對し<sup>経</sup>營業者側は臨時補充並に罷業者一部の復職に依り幸して<sup>経</sup>復したるも同月二十九日に至り電燈料 (圓日分十

17.